

4. 山ノ井川・宇田貫川総合内水対策計画

4-1. 計画概要について

(1)基本方針

山ノ井川流域においては、平成30年7月豪雨、令和元年7月、8月の大雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月豪雨及び令和5年7月豪雨により住宅等が浸水する被害が多く発生した。

本内水対策計画では、国・県・市・町の関係機関が連携し、浸水被害軽減に効果的なハード・ソフト対策を検討・整理の上、それら対策の実施主体や実施時期を明示した。

また、これらの総合的な対策を関係機関が連携し、集中的に実施することにより、早期に地域の安全性の向上を図るとともに、住民の自助・共助の取り組みを支援する。

あわせて、浸水リスクの高い地域の土地開発が更に加速するような悪循環を招くことがないように、土地利用規制・誘導策や雨水流出抑制策を着実に実施し、水害に強いまちづくりを目指す。

(2)整備目標

甚大な浸水被害が発生した近年の降雨に対して、国・県・市・町の役割分担のもと、山ノ井川流域においては排水ポンプの増設等のハード対策を実施し、流域全体で浸水被害の軽減を図る。

宇田貫川流域においては、河道や河川管理施設などの施設機能が十分に発揮されるよう適切な維持管理を図るとともに、流域全体で浸水被害軽減対策を検討する。

公助として住民が自らの命を守るための事前の備えや避難行動を支援するためのソフト対策を実施し、自助・共助の取り組みが最大限発揮されることを目指す。

また、浸水リスクの高い地域においては、地域と連携の上、住家等の新規立地の抑制を図るための土地利用に関するルールづくりや、河川・水路等への雨水流出の抑制、浸水に強い建築物への誘導を図るなどの取り組みを行い、浸水被害の軽減を図る。

(3)内水対策の実施内容と実施期間

本計画の実施期間は、令和6年度から令和15年度までの概ね10年間とする。

表4-1 対策の実施内容(ハード対策(1/1))

項目	内容	実施主体	実施(予定)時期														
			~R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15				
ハード対策	(1) 河川内の堆積土砂等撤去(筑後川、山ノ井川、宇田貫川、支川等)	河積を阻害する河床堆積物・土砂等の撤去を適宜実施	国・県・筑後市・八女市			適宜実施											
	(2) 河川改修(上流域)	山ノ井川の河川断面を阻害している橋梁の架替を行うとともに、調節池の整備を行う	県			継続実施											
	(3) 排水ポンプの増設	筑後川との合流部に、新たに排水ポンプの増設を行い、浸水被害の軽減を図る	県														
	(4) ポンプの整備(クリーク末端部)	山ノ井川に合流するクリークの末端部に排水施設を新設し、排水能力を高めることにより、浸水被害の軽減を図る	調整中														
	(5) 調節池の整備	宅間田川に調節池を整備することにより、山ノ井川への流出抑制を図る	八女市	実施済													
	(6) 逆流防止施設(フラップゲート)の設置	山ノ井川から支川やクリークへの逆流防止のためフラップゲートを整備する	県・久留米市・筑後市・大木町	検討中													
	(7) 排水樋門等の改修	樋門の扉体・巻上機の更新・改良、フラップゲートの整備・改良、動力化を行い水門の操作性を向上させる	久留米市・八女市・筑後市・大木町														
	(8) 流域貯留施設(オンサイト)の整備	公共施設等を活用し、大雨時の流出を抑制するオンサイト貯留施設の整備を行う	久留米市														
	(9) 貯水堀の防災利用	貯水堀を整備し、雨水流出抑制を図る	県・久留米市														
	(10) 雨水貯留施設の整備	雨水貯留施設を整備し、河川への流出抑制を図る	八女市・筑後市														
	(11) 排水樋管の新設・改良	クリーク末端部に排水樋管を新設・改良し、内水排除機能を強化する	県														
	(12) クリークの堆積土砂等撤去	クリークの貯水能力や先行排水の効果を高めるため、クリーク内の堆積物・土砂等の撤去を適宜実施	久留米市・大木町			適宜実施											
	(13) 水田の貯留機能向上	田んぼダムの取組によって、下流域の湛水被害リスクを低減させる	久留米市・筑後市・大木町			適宜実施											
	(14) ため池の補強・有効活用・堆積土砂等撤去	ため池の事前放流や既存ため池の補強により貯留機能の向上を図る	久留米市・筑後市			適宜実施											
	(15) 河川改修(下流域)	下流域にバラベツトを設置することで流下能力を向上させるとともに、河川断面を阻害している橋梁架替を行う	県														

表 4-2(2) 対策の実施内容(ソフト対策(2/2))

項目	内容	実施主体	実施(予定)時期														
			~R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15				
(24)	防災チャットボットの導入	地域役員や防災士・防災リーダー等が投稿した市内の被害情報(写真、場所)を共有する	久留米市	実施済	継続実施												
(25)	災害情報が一元的に閲覧できるサイトの開設	防災情報をより迅速かつ簡潔に閲覧できるようサイトの開設	久留米市・八女市	実施済	継続実施												
(26)	ハザードマップのホームページ公開	浸水想定区域図のホームページ公開	久留米市・八女市・筑後市・大木町	実施済	継続実施												
(27)	道路冠水箇所のホームページ公開	近年の大雨被害を反映した道路冠水注意マップを更新し、ホームページに公開	久留米市・八女市・筑後市・大木町	実施済	継続実施												
(28)	雨量情報のホームページ掲載	雨量情報について気象庁サイトへの外部リンクを設定	国・八女市・筑後市・大木町	実施済	継続実施												
(29)	河川水情報のホームページ掲載	福岡県総合防災情報への外部リンクを設定	県・筑後市・大木町	実施済	継続実施												
(30)	雨水流出抑制施設の設置に伴う助成	雨水貯留タンクの設置に要する費用の一部を助成する	久留米市		継続実施												
(31)	止水板等の設置に伴う助成制度の創設	止水板の設置に要する費用の一部を助成する	久留米市		継続実施												
(32)	公共施設への雨水貯留タンク設置	公共施設へ雨水貯留タンクを設置することで、浸水被害軽減に対する市民意識の向上及び啓発を図る	久留米市														
(33)	土地利用制度の活用による市街化の抑制	区域区分制度等の土地利用制度の活用による市街化の抑制	久留米市	適宜実施													
(34)	開発行為に対する指導・情報提供	開発に伴う協議の際、浸水実績の情報提供、浸水に対しての自己防衛の協力依頼を実施	久留米市・八女市	適宜実施													
(35)	一定規模の開発行為、建築行為についての届出	立地適正化計画の届出制度による土地利用の誘導	久留米市・八女市・筑後市	継続実施													
(36)	居住誘導区域(立地適正化計画)の見直し	災害発生の恐れがある土地の区域においては、必要に応じて居住誘導区域の見直しを検討	久留米市・八女市・筑後市	適宜実施・検討													
(37)	プッシュ型による災害情報発信	屋外放送による情報発信、アラート、町公式LINE、エリアメールにより災害情報を発信	筑後市・大木町		継続実施												
(38)	消防団による広報	消防団による地域への災害情報の広報活動	久留米市・大木町		継続実施												
(39)	災害弱者の避難支援	高齢者等の避難所への送迎	大木町		継続実施												
(40)	個別受信機の配布	避難勧告等の情報を発信する個別受信機を配布する	八女市・大木町		継続実施												
(41)	避難情報発令支援システムの導入	河川水位等の情報を自動収集し、的確に避難情報を発令する	久留米市・筑後市			継続実施											
(42)	土のうステーションの設置	市内64カ所に土のうステーションを設置し、大雨時に住民が使用可能な土のうを配置する	筑後市		継続実施												
(43)	簡易型止水板の備蓄・活用	簡易型止水板を備蓄し、水防活動に活用する	筑後市		継続実施												
(44)	地域における防災士の育成・支援	地域(自主防災組織)における防災士の育成を支援	久留米市・八女市・筑後市		継続実施												
(45)	自主防災組織への活動支援	自主防災組織の防災備品購入費補助や防災訓練の支援を実施	八女市・筑後市		継続実施												
(46)	避難行動要支援者への個別避難計画の作成支援	個別避難計画の作成を支援し、災害時に自力での避難が困難な方を地域の手助けで避難させる	八女市・筑後市		継続実施												
(47)	防災訓練(水防訓練)の実施	災害時に関係機関が連携して活動できるよう、防災訓練(水防訓練)を実施する	久留米市・八女市・筑後市		継続実施												